

## ○検査事務実施要領

(平成13年4月1日 13理事長達第36号)

**改正** 平成15年6月26日 15理事長達第7号 平成16年9月9日 16理事長達第21号  
平成18年3月31日 18理事長達第40号 平成19年3月30日 19理事長達第6号  
平成20年3月27日 20理事長達第4号 平成21年7月1日 21理事長達第9号  
平成23年3月31日 23理事長達第9号 平成24年3月23日 24理事長達第3号  
平成25年2月28日 25理事長達第11号 平成26年10月1日 26理事長達第19号  
平成27年4月1日 27理事長達第12号 平成27年7月23日 27理事長達第50号  
平成28年3月31日 28理事長達第43号 平成29年3月29日 29理事長達第15号  
平成30年4月26日 30規程第15号 平成30年12月10日 30理事長達第95号  
平成31年3月25日 31理事長達第15号 令和2年3月26日 2理事長達第13号  
令和2年6月25日 2理事長達第19号 令和4年3月31日 4理事長達11号

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)における契約の相手方が給付の完了をしたときの検査事務について定めることを目的とする。

(検査員)

第2条 検査員とは、給付の完了の確認を行う職員をいう。

(検査の方法)

第3条 検査は、研究所が工事、製造その他の請負契約及び物件の買入れ契約をした場合、契約の内容が完全に履行されたか否かを確認する行為であるので、検査事務を行う際は契約金額の大小、数量の多寡にとらわれることなく厳正に合格、不合格の判定をするものとする。

(検査員の指定)

第4条 検査員は、別表のとおり指定する。

2 検査員は特に必要がある場合は、前項と異なる職員を任命することを妨げない。

(検査員と監督者の兼務の禁止)

第5条 検査員の職務は、監督者の職務と兼ねることができない。

(検査の実施)

第6条 検査員は、検査に際しては、契約書、仕様書、設計書、図面、承認図、カタログ等の関係書類に基づいて内容を精査し、合格、不合格を判定するものとする。

(検査の時期)

第7条 検査は速やかに行うものとし、検査期間は原則として下記のとおりとする。

工事 竣工後14日以内

その他 納入後10日以内

製品製造

物品買入  
物品修理  
物品改造  
物品加工  
役務

(検査調書等)

第8条 検査員及び監督員は、給付が完了し検査が合格となった場合は、1件300万円以上の検査について別紙様式1号の検査調書を作成し、提出しなければならない。

(検査員の押印)

第9条 300万円未満の契約に関する検査については、納品書等に検査員欄を設け、検査員が押印を行うものとする。

(部分払検査)

第10条 検査員は部分払(物件の購入については、その既納部分に対しその代価の一部を支払うことを特約としている場合)の検査を終了したときは、別紙様式第2号の部分払検査調書を作成するものとする。

(不合格の場合の処理)

第11条 検査員は検査の結果、不合格のものが出た場合は、別紙様式3号の検査不合格報告書を作成するものとする。なお、不良箇所が手直し等により是正された場合は、改めて検査を行うものとする。

附 則

この理事長達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月26日 15理事長達第7号)

この理事長達は、平成15年6月26日から施行する。

附 則(平成16年9月9日 16理事長達第21号)

この理事長達は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日 19理事長達第6号)

この理事長達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日 20理事長達第4号)

- 1 この理事長達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 地表面乱流実験施設運用委員会運営要領(13理事長達第53号)は、廃止する。

附 則(平成21年7月1日 21理事長達第9号)

この理事長達は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日 23 理事長達第 9 号)

この理事長達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 24 理事長達第 3 号)

この理事長達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日 25 理事長達第 11 号)

この理事長達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日 26 理事長達第 19 号)

この理事長達は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 理事長達第 12 号)

この理事長達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 23 日 27 理事長達第 50 号)

この理事長達は、平成 27 年 7 月 23 日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日 28 理事長達第 43 号)

この理事長達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日 29 理事長達第 15 号)

この理事長達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 26 日 30 規程第 15 号)

この理事長達は、平成 30 年 4 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 12 月 10 日 30 理事長達第 95 号)

この理事長達は、平成 30 年 12 月 10 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日 31 理事長達第 15 号)

この理事長達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日 2 理事長達第 13 号)

この理事長達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和2年6月25日 2理事長達第19号)

この理事長達は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日 4理事長達11号)

この理事長達は、令和4年4月1日から施行する。

別表

区分		300万円以上の契約	300万円未満の契約
企画部	企画課	各課室長	各長の推薦を受け、契約担当役が任命した者
	広報・ブランディング推進課		
	国際課		
	研究推進課		
総務部	総務課	各課室長	
	経理課		
	契約課		
	施設課		
	ICT 統括室		
基礎研究部門	地震津波防災研究部門	各長	
	火山防災研究部門		
	地震減災実験研究部門		
	水・土砂防災研究部門		
	雪氷防災研究部門		
	マルチハザードリスク評価研究部門		
	防災情報研究部門		
	災害過程研究部門		
基盤的研究開発センター	事業継続センター	地震津波火山ネットワークセンター	
		総合防災情報センター	
	性能検証センター	先端的な研究施設活用センター	
	研究事業センター	火山研究推進センター	
		国家レジリエンス研究推進センター	

南海トラフ海底地震津波観測網整備推進本部	本部長	
イノベーション共創本部	室長	
法務・コンプライアンス室	各室長	
監査室		
戦略的イノベーション推進室		

別紙様式1号

検査調書  
[別紙参照]

別紙様式2号

部分払検査調書  
[別紙参照]

別紙様式3号

検査不合格報告書  
[別紙参照]